

おくやみハンドブック

市川市



ご遺族の皆様

このたびのご親族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

身近な方が亡くなられた際の手続きは、

その方の状況によって異なり、中には複雑なものもあるため、

ご遺族の大きな負担となっているものと拝察いたします。

今後、皆様がお手続きを進める中で、この「おくやみハンドブック」が

少しでもお役に立てれば幸いです。

おくやみ相談のご案内

どのような手続きをしたらよいかわからないなど、お困りの場合は、
市川市役所市民課、行徳支所市民課にて「おくやみ相談」をお受けいたします。

下記、「おくやみ相談」まで、お問い合わせください。

おくやみ相談につきましては、事前予約をおすすめいたします。

予約受付時間：平日午前9時～午後5時

(土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

※2～3日余裕を持ってご予約いただくと、お待たせすることなく相談をお受けできます。

【おくやみ相談】

・市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 第1庁舎 市民課

☎ 047-334-1111(代表)

・市川市末広1丁目1番31号 行徳支所 市民課

☎ 047-359-1116

もくじ

市役所でのおくやみ手続きチェックリスト	P1 ・ P2
市役所での手続き概要	P3 ～ P22
市役所以外での主な手続き一覧	P23 ・ P24
市役所フロア案内・周辺地図	P25 ～ P27
その他の各種手続き	P28 ・ P29
ご遺族メモ	P30 ・ P31

ご遺族の皆様は、はじめに行っていただくのは「死亡届の提出」です。死亡届につきましては、葬儀社がご遺族に代わって提出をされる場合が多く、葬儀が終わっていただければ、死亡届の提出は完了しています。

葬儀が終わりましたら、お亡くなりになった後の手続きを進めます。手続きは大きく分けて、
「市役所に対する手続き」（例：保険証の返還など）
「市役所以外に対する手続き」（例：銀行口座の解約、法務局での不動産の相続登記など）になります。

市役所でのおくやみ手続きチェックリスト

第1庁舎1階ワンストップエリアで手続きが可能な項目には●がついています。

※亡くなられた方の住所が市川市以外の場合は、住民登録している自治体へお問い合わせください。

区分	お亡くなりになった方の状況	確認 ✓	必要な手続きの内容	受付窓口	参照ページ
住民登録	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード (写真入り・プラスチック製)または通知カード (緑色・紙製)を、それぞれ持っていた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 ・住民基本台帳カード ・マイナンバーカード 各種カードの返還 	市民課 ----- ・行徳支所 市民課 ・南行徳市民センター ・大柏出張所 ・市川駅行政サービスセンター	3A●
	3人以上の世帯の世帯主だった。 (いずれも15歳以上)		世帯主の変更		3B●
健康保険	国民健康保険に加入していた。		<ul style="list-style-type: none"> ・保険証の返還 ・葬祭費の支給申請 	国民健康保険課 ----- ・行徳支所 福祉課 ・南行徳市民センター ・大柏出張所 ・市川駅行政サービスセンター	4A●
			保険証の差し替え ※世帯主変更の場合		4B●
	後期高齢者医療保険に加入していた。		<ul style="list-style-type: none"> ・保険証の返還 ・葬祭費の支給申請 	国民健康保険課 高齢者医療担当 ----- ・行徳支所 福祉課 ・南行徳市民センター (一部のみ) ・大柏出張所 ・市川駅行政サービスセンター	5C●
			送付先変更申請		5D●
年金	年金を受給していた。 または年金に加入していたことがある。 ※お亡くなりになった方の年金の受給状況 や加入状況により、必要な手続きの内容や 受付窓口が異なります。初めに市川年金事務 所(☎ 047-704-1177)にお問い合わせください。		遺族基礎年金の請求	国民年金課 (市役所で手続きが出来る場合)	6A●
			寡婦年金の請求		6B●
			死亡一時金の請求	・行徳支所 福祉課 (市役所で手続きが出来る場合)	7C●
			未支給年金の請求		7D●
介護	65歳以上または要介護・要支援認定を受け、 介護サービスを利用していた。		被保険者証等の返還	介護保険課 ----- ・行徳支所 介護福祉相談窓口	9A●
			高額介護(予防)サービス費の支給申請		9B●
			送付先変更申請		10C●
			介護保険料過誤納金の還付手続き		10D
障がい	身体障害者手帳、療育手帳を持っていた。		手帳の返還	障がい者支援課 ----- ・行徳支所 福祉課 (一部のみ)	11A●
	精神障害者保健福祉手帳を持っていた。		手帳の返還		11B●
	自立支援医療受給者証を持っていた。		受給者証の返還		12C●
	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、通所受給者証(児童)を持っていた。		受給者証の返還		12D●

※市役所以外で行う手続きについては P23・P24 をご覧ください。

区分	お亡くなりになった方の状況	確認 ✓	必要な手続きの内容	受付窓口	参照 ページ
こども	児童手当を受給していた。 または、支給対象児童だった。		児童手当の手続き		14A●
	子ども医療費助成受給券を持っていた。 または、持っていた方の保護者だった。		子ども医療費助成の 手続き	こども福祉課	14B●
	児童扶養手当を受給していた。 または、支給対象児童だった。		児童扶養手当の手続き	・行徳支所 福祉課 ・南行徳市民センター (一部のみ) ・大柏出張所 (一部のみ)	15C●
	遺児手当を受給していた。 または、支給対象児童だった。		遺児手当の手続き	・市川駅行政 サービスセンター (一部のみ)	15D●
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券を持 っていた。		ひとり親医療費助成 の手続き		16E●
税金	市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税 など）が課税されており、納税相談をしたい。		納税相談		17A
	原動機付自転車または小型特殊自動車を所 有しており、市川市の標式（ナンバープレ ート）を付けていた。		廃車、名義変更など	納税・債権管理課	17B
	口座振替で市税（市県民税、固定資産税、 軽自動車税など）を納付していた。		口座振替の停止、変更	・行徳支所 総務課 (一部のみ) ・南行徳市民センター (一部のみ) ・大柏出張所 (一部のみ)	18C
	不動産（土地、家屋等）を所有していた。		相続人の届出	固定資産税課	19D
住宅	市営住宅に住んでいた。		市営住宅に関する手続き	市営住宅課	20A
	生前住んでいた家が空家になるまたはその 可能性があるため、相談したい。		空家に関する相談	(第2庁舎2階) 空家対策課	20B
霊園	霊園の使用許可を受けていた。		霊園に関する手続き 霊園管理事務所 (047-337-5696) にお問い合わせください。	—	21A
飼い犬	飼い犬の登録をしていた。		飼い犬の所有者変更な どの届出	(第2庁舎3階) 自然環境課	21A
駐輪場	駐輪場の使用許可を受けていた。		駐輪場の解約に関する 手続き	(第2庁舎2階) 交通計画課	22A
その他	市川市役所から交付された書類で不明なも のがある。		書類の発送元にお問い 合わせください。		

住民登録に関する手続き

A | 印鑑登録証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、各種カードの返還

印鑑登録をしていた場合や住民基本台帳カード、マイナンバーカードまたは通知カードを所有していた場合で、返納をご希望の場合は窓口までお持ちください。

期限	なし
手続きができる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁
持ち物	亡くなられた方の印鑑登録証、住民基本台帳カード、マイナンバーカードまたは通知カード

担当課

市民課
☎：047-712-8649
FAX：047-712-8724

受付窓口

- ・第1庁舎1階 市民課
- ・行徳支所 市民課
- ・南行徳市民センター
- ・大柏出張所
- ・市川駅行政サービスセンター

備考

※亡くなられた方の印鑑登録証・住民基本台帳カードは、無効となります。マイナンバーカード・通知カードについては、他の手続きでマイナンバー（個人番号）が必要となる場合がございますので、およそ6ヶ月から12ヶ月を目安に保管していただき、返納をお願いします。

B | 世帯主の変更

3人以上（いずれも15歳以上）の世帯で、世帯主がお亡くなりになった場合、死亡届出時に市が同世帯の方に世帯主の変更を行っています。他の方への変更が必要な場合は、届出が必要となります。

期限	世帯主が亡くなった日から14日以内
手続きができる方	同一世帯員
手続き方法	来庁
持ち物	・届出人の本人確認書類 ・委任状（届出人が亡くなられた方と別世帯の場合）

担当課

市民課
☎：047-712-8649
FAX：047-712-8724

受付窓口

- ・第1庁舎1階 市民課
- ・行徳支所 市民課
- ・南行徳市民センター
- ・大柏出張所
- ・市川駅行政サービスセンター

備考

健康保険に関する手続き

加入していた健康保険が、国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の方は、保険証の発行元へお問い合わせください。

A | 葬祭費の支給申請

国民健康保険に加入中の方が亡くなられた場合、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費（5万円・7万円※）が支給されます。		担当課・郵送先 〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 保健部 国民健康保険課 資格給付担当 ☎：047-712-8532 FAX：047-712-8739
期限	葬儀を行った日の翌日から2年以内	
手続きができる方	葬儀を行った方（喪主）	受付窓口 ・第1庁舎1階 国民健康保険課 ・行徳支所 福祉課 ・南行徳市民センター ・大柏出張所 ・市川駅行政サービスセンター
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証 ・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証（対象者のみ） ・葬儀に関する領収書、または会葬礼状等（喪主のフルネームがわかるもの） ・喪主の振込口座がわかるもの ・喪主の本人確認書類 	
備考	※喪主が市内居住者で、世帯全員が非課税の場合に7万円の支給となります。	

B | 国民健康保険被保険者証等の差し替え

世帯主の方が亡くなった場合、ご家族の国民健康保険被保険者証等の差し替えが必要となります。		担当課 国民健康保険課 資格給付担当 ☎：047-712-8532 FAX：047-712-8739
期限	なし	
手続きができる方	同一世帯員	受付窓口 ・第1庁舎1階 国民健康保険課 ・行徳支所 福祉課 ・南行徳市民センター ・大柏出張所 ・市川駅行政サービスセンター
手続き方法	来庁	
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯員の被保険者証 ・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証（対象者のみ） ・申請者の本人確認書類 	
備考		

健康保険に関する手続き

C | 葬祭費の支給申請

後期高齢者医療制度に加入中の方が亡くなられた場合、葬儀を行った方（喪主）に葬祭費（5万円）が支給されます。

期限	葬儀を行った日の翌日から2年以内
手続きができる方	葬儀を行った方（喪主）
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の被保険者証 ・限度額適用認定証・特定疾病療養受療証（対象者のみ） ・葬儀に関する領収書、会葬礼状等（喪主のフルネームがわかるもの） ・喪主の振込口座がわかるもの
備考	<p>※喪主以外の方の口座に支給する場合は委任状が必要です。</p> <p>※代理の方でも手続きいただけます。</p>

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 保健部
国民健康保険課
高齢者医療担当
☎：047-712-8533
FAX：047-712-8739

受付窓口

- ・第1庁舎1階
国民健康保険課
高齢者医療担当
- ・行徳支所 福祉課
- ・南行徳市民センター
- ・大柏出張所
- ・市川駅行政サービスセンター

D | 送付先変更申請

亡くなられた方へ送付する書類の郵送先を変更したい場合は、ご申請ください。

期限	なし
手続きができる方	原則相続人の方 （それ以外の方の場合は事前にお問い合わせください。）
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	申請者の本人確認書類
備考	

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 保健部
国民健康保険課
高齢者医療担当
☎：047-712-8533
FAX：047-712-8739

受付窓口

- ・第1庁舎1階
国民健康保険課
高齢者医療担当
- ・行徳支所 福祉課
- ・大柏出張所
- ・市川駅行政サービスセンター

年金に関する手続き

必要な手続きの種類や受付窓口は市川年金事務所へ
お問合せください。☎：047-704-1177

A | 遺族基礎年金の請求

次のいずれかに該当する方が亡くなったときに、生計を維持されていた「子※のある配偶者」または「子※」に支給されます。

- ①国民年金の被保険者である
- ②国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者
- ③老齢基礎年金の受給権者である
- ④老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている
 - ①～②は、納付要件あり
 - ③～④は、25年以上の受給資格期間の者に限る

担当課

国民年金課
☎：047-712-8538
FAX：047-712-8735

受付窓口

- ・市川年金事務所
☎：047-704-1177
- ・第1庁舎1階 国民年金課
- ・行徳支所 福祉課

期限	亡くなった日から5年以内（5年経過後も請求できますが、支給月から5年が過ぎた年金は受取りができなくなります）
手続きができる方	亡くなった方の子のある配偶者または子
手続き方法	来庁
持ち物	確認表参照（P8）
備考	※「子」とは、18歳に達した年度末までの子（障害年金の障害等級1級または2級に該当する場合は20歳になるまで）に限る。

手続き方法
HPはこちら



B | 寡婦年金の請求

第1号被保険者として保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けることなく亡くなったとき、婚姻関係が10年以上継続しており夫に生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

担当課

国民年金課
☎：047-712-8538
FAX：047-712-8735

受付窓口

- ・市川年金事務所
☎：047-704-1177
- ・第1庁舎1階 国民年金課
- ・行徳支所 福祉課

期限	亡くなった日から5年以内（5年経過後も請求できますが、支給月から5年が過ぎた年金は受取りができなくなります）
手続きができる方	亡くなった方の妻
手続き方法	来庁
持ち物	確認表参照（P8）
備考	

手続き方法
HPはこちら



C | 死亡一時金の請求

第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなったとき、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。

期限	亡くなった日から2年以内
手続きができる方	亡くなられた方と生計を同じくしていた3親等以内の親族
手続き方法	来庁
持ち物	確認表参照 (P8)
備考	

担当課

国民年金課

☎: 047-712-8538

FAX: 047-712-8735

受付窓口

・市川年金事務所

☎: 047-704-1177

・第1庁舎1階 国民年金課

・行徳支所 福祉課

手続き方法
HPはこちら



D | 未支給年金の請求

年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金は、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

期限	亡くなった日から5年以内
手続きができる方	亡くなられた方と生計を同じくしていた3親等以内の親族
手続き方法	来庁
持ち物	確認表参照 (P8)
備考	

担当課

国民年金課

☎: 047-712-8538

FAX: 047-712-8735

受付窓口

【障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金】

・第1庁舎1階 国民年金課

・行徳支所 福祉課

【その他の年金】

市川年金事務所

☎: 047-704-1177

手続き方法
HPはこちら



年金確認表（必要書類一覧）

ご遺族の状況等により、必要書類以外にも提出が必要となる場合があります。

年金に関する手続き				持参するもの (●がついている手続きのもの)	
A	B	C	D		
●	●			①年金手帳（死亡者と請求者のもの）	
		●		②年金手帳（死亡者のもの）	
			●	③年金証書（死亡者のもの）	
●				④他の公的年金等を受給している場合は、その年金証書など（死亡者と請求者のもの）	
●	●	●	●	⑤請求者名義の預金通帳	
●	●	●	●	⑥請求者の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）	
●				⑦請求者及び加算額対象者全員のマイナンバーカードまたは通知カード	
	●	●	●	⑧請求者のマイナンバーカードまたは通知カード	
●	●	●	●	⑨死亡者の住民票除票（死亡日及び続柄等が記載されているもの）	★
●	●	●	●	⑩請求者の世帯全員が記載されている住民票（続柄等が記載されているもの）	★
●				⑪死亡者と請求者及び加算額の対象者との身分関係を明らかにできる戸籍謄本	
	●	●	●	⑫死亡者と請求者との身分関係を明らかにできる戸籍（謄本・抄本）	
●		●	●	⑬生計同一関係に関する申立書（死亡者と請求者が同住所、同一世帯の場合は不要）	
●				⑭死亡診断書（コピー可）または市区町村が発行する死亡届の記載事項証明書	
●	●			⑮請求者の所得証明書	★
●				⑯学生証または在学証明書（高校生の場合）	
●				⑰死亡の原因が第三者行為による場合（別途書類必要）	
●				⑱年金生活者支援給付金請求書	
●	●	●	●	⑲委任状（請求者本人が年金事務所等へ手続きに行けない場合）	

★マイナンバーカードまたは通知カードをご持参くだされば、⑨、⑩、⑮は省略できます。

介護保険に関する手続き

A | 介護保険被保険者証等の返還

介護保険被保険者証（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証を返還してください。

期限	速やかに
手続きができる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	各種証の返還 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証（または資格者証） ・負担割合証（交付されている場合） ・負担限度額認定証（交付されている場合）
備考	

担当課・郵送先

〒272-8501
 市川市八幡1丁目1番1号
 市川市役所 福祉部
 介護保険課
 資格給付グループ
 ☎：047-712-8541
 FAX：047-712-8733

受付窓口

・第1庁舎1階 介護保険課
 ・行徳支所
 介護福祉相談窓口

B | 高額介護（予防）サービス費の支給申請

未支給分があり、振込先を相続人の口座に変更される場合は、手続きが必要となります。

期限	原則介護保険のサービス提供月の翌月の1日から2年間
手続きができる方	亡くなられた被保険者の相続人
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者（相続人）の本人確認書類 ・戸籍謄本等、相続関係がわかる書類（請求者が甥・姪の場合） ・相続人の振込口座がわかるもの ・印鑑（スタンプ印不可）
備考	※請求者が配偶者、子、孫、兄弟姉妹の場合は戸籍謄本等の添付は必要ありません。なお、内縁関係にある方は法定相続人ではありませんので、お申し出の際には遺言公正証書等のコピーが必要となります。

担当課・郵送先

〒272-8501
 市川市八幡1丁目1番1号
 市川市役所 福祉部
 介護保険課
 資格給付グループ
 ☎：047-712-8541
 FAX：047-712-8733

受付窓口

・第1庁舎1階 介護保険課
 ・行徳支所
 介護福祉相談窓口

C | 送付先変更申請

亡くなられた方へ送付する書類の郵送先を変更したい場合に必要です。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 福祉部
介護保険課
資格給付グループ
☎：047-712-8541
FAX：047-712-8733

受付窓口

・第1庁舎1階 介護保険課
・行徳支所
介護福祉相談窓口

期限	速やかに
手続きができる方	亡くなられた被保険者の相続人
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	申請者の本人確認書類
備考	

D | 介護保険料過誤納金の還付手続き

亡くなられた方の介護保険料に過誤納金が生じた場合、請求手続きが必要となります。過誤納金が生じた場合は「介護保険料過誤納額還付通知書（請求書）」を亡くなられた方の住民登録地へ送付いたしますので、お手続きください。

※介護保険料を年金天引きで納付されていた場合、還付の可否を日本年金機構で判断してからの通知となるため、約3～6ヶ月要します。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 福祉部
介護保険課
賦課徴収グループ
☎：047-712-8542
FAX：047-712-8733

受付窓口

・第1庁舎2階 介護保険課
・行徳支所
介護福祉相談窓口

期限	速やかに
手続きができる方	亡くなられた被保険者の相続人
手続き方法	郵送（来庁）
持ち物	<p><ご来庁の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者（相続人）の本人確認書類 ・戸籍謄本等、相続関係がわかる書類（請求者が甥・姪の場合） ・相続人の振込口座がわかるもの
備考	<p><還付請求書と同封のお知らせをご覧ください> ※請求者が配偶者、子、孫、兄弟姉妹の場合は戸籍謄本等の添付は必要ありません。なお、内縁関係にある方は法定相続人ではありませんので、お申し出の際には遺言公正証書等のコピーが必要となります。 ※相続人の後見人が請求者として手続きされる場合は、登記事項証明書・写真付身分証それぞれのコピーの添付が必要です。</p>

手続き方法
HPIはこちら



障害者手帳に関する手続き

A | 身体障害者手帳・療育手帳の返還

身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳を返還してください。

期限	なし
手続きができる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送 ※郵送の場合、返還届をお送りするのでお電話ください。

持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・印鑑 (スタンプ印不可)
-----	--

備考 ※市役所以外の手続きで使用する場合がありますので、返還する前にコピーを取ってください。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 福祉部
障がい者支援課
福祉グループ
☎：047-712-8513
FAX：047-712-8727

受付窓口

- ・第1庁舎1階
障がい者支援課
- ・行徳支所 福祉課

B | 精神障害者保健福祉手帳の返還

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳を返還してください。

期限	なし
手続きができる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送 ※郵送の場合、返還届をお送りするのでお電話ください。

持ち物	精神障害者保健福祉手帳
-----	-------------

備考 ※市役所以外の手続きで使用する場合がありますので、返還する前にコピーを取ってください。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 福祉部
障がい者支援課
福祉グループ
☎：047-712-8513
FAX：047-712-8727

受付窓口

- ・第1庁舎1階
障がい者支援課
- ・行徳支所 福祉課

C | 自立支援医療受給者証の返還

自立支援医療受給者証をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給者証を返還してください。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 福祉部
障がい者支援課
福祉グループ
☎：047-712-8513
FAX：047-712-8727

受付窓口

・第1庁舎1階
障がい者支援課
・行徳支所 福祉課

期限	なし
手続きができる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送 ※郵送の場合、返還届をお送りするのでお電話ください。
持ち物	自立支援医療受給者証
備考	

D | 障害福祉サービス受給者証等の返還

障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業を利用していた方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給者証を返還してください。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 福祉部
障がい者支援課
相談グループ
☎：047-712-8517
FAX：047-712-8727

受付窓口

第1庁舎1階
障がい者支援課

期限	なし
手続きができる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁・郵送 ※郵送の場合、返還届をお送りするのでお電話ください。
持ち物	受給者証
備考	

E | 送付先変更申請

亡くなられた方へ送付する書類の郵送先を変更したい場合に必要です。

期限	速やかに
手続きができる方	どなたでも可能
手続き方法	来庁（事前にお問い合わせください。）
持ち物	亡くなられた方との関係がわかる書類 （戸籍謄本等〈写し可〉）
備考	

担当課

障がい者支援課
福祉グループ
☎：047-712-8513
相談グループ
☎：047-712-8517
管理・給付グループ
☎：047-712-8512
FAX：047-712-8727

受付窓口

第1庁舎1階
障がい者支援課

子どもに関する手続き

A | 児童手当の手続き

児童手当受給者が亡くなった場合、または支給対象児童が亡くなった場合には手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 こども部
こども福祉課
児童手当グループ
☎：047-712-8539
FAX：047-712-8734

受付窓口

- ・第1庁舎1階
こども福祉課
- ・行徳支所 福祉課
- ・大柏出張所
- ・南行徳市民センター
- ・市川駅行政サービスセンター

期限

速やかに

手続きができる方

- ①支給対象児童の保護者
- ②児童手当受給者

手続き方法

来庁・郵送

持ち物

児童手当受給者が亡くなった場合で未支払分の児童手当があるときは、支給対象児童の名義の口座がわかるもの

備考

※死亡した翌月に申請する場合は、死亡日の翌日から15日以内に申請が必要です。

B | 子ども医療費助成の手続き

児童の保護者が亡くなった場合、保護者の変更手続きが必要となります。また、高校生までの対象者が亡くなった場合、市川市子ども医療費助成受給券を返納していただきます。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 こども部
こども福祉課
医療費助成グループ
☎：047-712-8539
FAX：047-712-8734

受付窓口

- ・第1庁舎1階
こども福祉課
- ・行徳支所 福祉課
- ・大柏出張所
- ・南行徳市民センター
- ・市川駅行政サービスセンター

期限

速やかに

手続きができる方

亡くなった保護者の配偶者または、新たに児童を監護するもの

手続き方法

来庁・郵送

持ち物

- ・児童の保険証
- ・市川市子ども医療費助成受給券

備考

手続き方法
HPはこちら



C | 児童扶養手当の手続き

児童扶養手当受給者が亡くなった場合、または支給対象児童が亡くなった場合には手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

期限	速やかに
手続きができる方	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象児童 (児童が幼少などの際はその保護者) ・児童扶養手当受給者
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書 (証書が発行されている場合) ・児童扶養手当受給者が亡くなった場合で未 支払分の児童扶養手当があるときは、支給 対象児童のうち一番年上の児童(児童が幼 少などの際はその保護者)の名義の口座が わかるもの
備考	

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 こども部
こども福祉課
児童扶養手当グループ
☎: 047-712-8539
FAX: 047-712-8734

受付窓口

・第1庁舎1階
こども福祉課
・行徳支所 福祉課

D | 遺児手当の手続き

義務教育終了前の児童を監護している保護者が亡くなられたときに、手続きをすることで支給される手当です。

期限	速やかに
手続きができる方	保護者、親権を行う者、後見人その他の者 で本市に居住し、住民基本台帳法に基づく 記録または登録をし、遺児を現に養育して いる方
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	お問い合わせください
備考	※申請した月からの支給開始となります。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 こども部
こども福祉課
児童手当グループ
☎: 047-712-8539
FAX: 047-712-8734

受付窓口

・第1庁舎1階
こども福祉課
・行徳支所 福祉課

E | ひとり親家庭の父母等医療費等助成制度の手続き

ひとり親家庭等医療費等助成受給券を持っている方が亡くなった場合は変更手続きが必要となります。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 こども部
こども福祉課
医療費助成グループ
☎：047-712-8539
FAX：047-712-8734

受付窓口

・第1庁舎1階
こども福祉課
・行徳支所 福祉課

期限

速やかに

手続きができる方

新たに児童を監護するものまたは、亡くなった児童の保護者

手続き方法

来庁・郵送

持ち物

- ・受給者及び児童の健康保険証
- ・市川市ひとり親家庭等医療費等助成受給券

備考

手続き方法
HPはこちら



税に関する手続き

A | 市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税など）の相談

亡くなられた方の市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税など）の納税相談が出来ます。

期限	速やかに
手続きができる方	相続人
手続き方法	来庁
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・被相続人との関係が分かる公的文書（住民票、戸籍謄本など） ・被相続人宛の納税通知書、その他当課からの通知など
備考	

担当課

納税・債権管理課
納税グループ
☎：047-712-8653
FAX：047-712-8745

受付窓口

第1庁舎2階
納税・債権管理課

B | 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更

亡くなられた方が原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた場合、廃車・名義変更が必要です。

期限	速やかに
手続きができる方	相続人等
手続き方法	来庁・郵送（廃車手続きのみ）
持ち物	<p>（廃車）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 <hr/> <p>（名義変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・譲渡証明書（相続人代筆） <p>※標識交付証明書はなくても手続き可能</p>
備考	

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 財政部
納税・債権管理課
収納管理グループ
☎：047-712-8658
FAX：047-712-8745

受付窓口

・第1庁舎2階
納税・債権管理課
・行徳支所 総務課
・南行徳市民センター

※南行徳市民センターは
原動機付自転車のみ

手続き方法
HPはこちら



C | 口座振替の停止・変更

亡くなられた方の口座振替の停止や口座の変更をしたい場合手続きが必要です。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市八幡1丁目1番1号
市川市役所 財政部
納税・債権管理課
収納管理グループ
☎：047-712-8652
FAX：047-712-8745

受付窓口

- ・第1庁舎2階
納税・債権管理課
- ・行徳支所
福祉課 総務課
- ・大柏出張所

期限

速やかに

手続きができる方

(口座振替の停止)
相続人
(口座変更)
変更する口座の名義人の方

手続き方法

来庁・郵送(※口座変更の場合、1か月半程かかります)

持ち物

(口座振替の停止)
・本人確認書類
・納税通知書
・停止する口座の通帳、印鑑(銀行印)
・被相続人との関係が分かる公的文書(戸籍謄本など)
※納税通知書、通帳、印鑑はなくても手続き可能

(口座変更)
・本人確認書類
・納税通知書
・変更する口座のキャッシュカード、通帳、印鑑(銀行印)
※納税通知書はなくても手続き可能、口座の名義人の方のみお手続き可能

備考

手続き方法
HPはこちら



D | 固定資産税の手続き

亡くなられた方が土地や建物を所有していた場合、相続人の届出が必要です。


期限	亡くなった日から3か月以内	担当課・郵送先 〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 財政部 固定資産税課 課税グループ ☎：047-712-8667 FAX：047-712-8744
手続きができる方	相続人	
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・被相続人との関係が分かる公的文書（住民票、戸籍謄本など） 	受付窓口 第1庁舎2階 固定資産税課
備考	相続登記が完了するまでの間、固定資産税を納付する方を届出する手続きです。相続登記については、法務局で手続きしてください。	

住宅に関する手続き

A | 市営住宅に関する手続き

亡くなられた方が市営住宅に住んでいた場合、手続きが必要です。		<p>担当課・郵送先</p> <p>〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所 福祉部 市営住宅課 ☎：047-383-9594 FAX：047-383-9641</p> <p>受付窓口</p> <p>第1庁舎3階 市営住宅課</p>
期限	速やかに	
手続きができる方	家族または相続人	
手続き方法	来庁・郵送	
持ち物	<p>手続きには、下記の提出書類が必要となります。 ※提出書類は市営住宅課よりお渡しいたしますので、ご連絡ください。</p> <p>〈返還の場合〉 ・返還届等 (相続人の場合認印等)</p> <p>〈入居継承の場合〉 ・承継承認申請書、異動届等</p>	
備考		

B | 空家に関する相談

生前住んでいた家が空家になるまたはその可能性がある場合に相談が出来ます。		<p>担当課</p> <p>空家対策課 ☎：047-712-6333</p> <p>受付窓口</p> <p>第2庁舎2階 空家対策課</p>
期限	速やかに	
手続きができる方	家族または相続人等	
手続き方法	来庁	
持ち物	—	
備考		<p>手続き方法 HPはこちら</p> 

霊園に関する手続き

A | 霊園に関する手続き

市営霊園の使用許可を受けていた場合、使用者の変更手続きが必要です。

期限	速やかに
手続きができる方	親族
手続き方法	霊園管理事務所
持ち物	お問い合わせください
備考	

担当課

斎場霊園管理課
 ☎: 047-337-5696
 FAX: 047-303-7760

受付窓口

霊園管理事務所

ペットに関する手続き

A | 飼い犬の所有者変更などの届出

飼い犬の所有者変更などの届出が必要です。

期限	速やかに
手続きができる方	どなたでも可能
手続き方法	①来庁・郵送・市公式ホームページ (飼い犬に関する手続き) ②犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト
持ち物	—
備考	※登録方法により手続きが異なります。 詳しくはお問い合わせください。

担当課・郵送先

〒272-8501
 市川市南八幡2丁目20番2号
 市川市役所 環境部
 自然環境課
 動物愛護グループ
 ☎: 047-712-6309
 FAX: 047-712-6308

受付窓口

第2庁舎3階 自然環境課

手続き方法
 HPIはこちら



駐輪場に関する手続き

A | 駐輪場の解約に関する手続き

駐輪場を使わなくなった場合手続きが必要です。
毎月5日までに手続きいただければ、当月以降の使用料を返金します。指定の口座に1~2ヵ月程度で返金します。返金は、日割りではなく、月割りとなります。

担当課・郵送先

〒272-8501
市川市南八幡2丁目20番2号
市川市役所 道路交通部
交通計画課
駐輪・駐車施設担当
☎：047-712-6342
FAX：047-712-6343

受付窓口

第2庁舎2階 交通計画課

期限	速やかに
手続きができる方	親族
手続き方法	来庁・郵送
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・ステッカー（自転車から剥がして持参、破れていても可） ・使用許可証 ・通帳等、口座情報がわかるもの ・本人確認書類（運転免許証など） ・亡くなった方との関係がわかるもの（戸籍謄本等〈写し可〉） <p>【郵送の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステッカー ・使用許可証 ・解約希望と日中連絡の取れる連絡先を記載したメモ用紙 ・亡くなった方との関係がわかるもの（戸籍謄本等〈写し可〉）
備考	<p>※ステッカーが紛失・盗難等で送付できない場合には、解約希望と日中連絡の取れる連絡先を記載したメモ用紙にその旨、ご記入ください。</p>

市役所以外での主な手続き一覧

★印：P27 地図参照

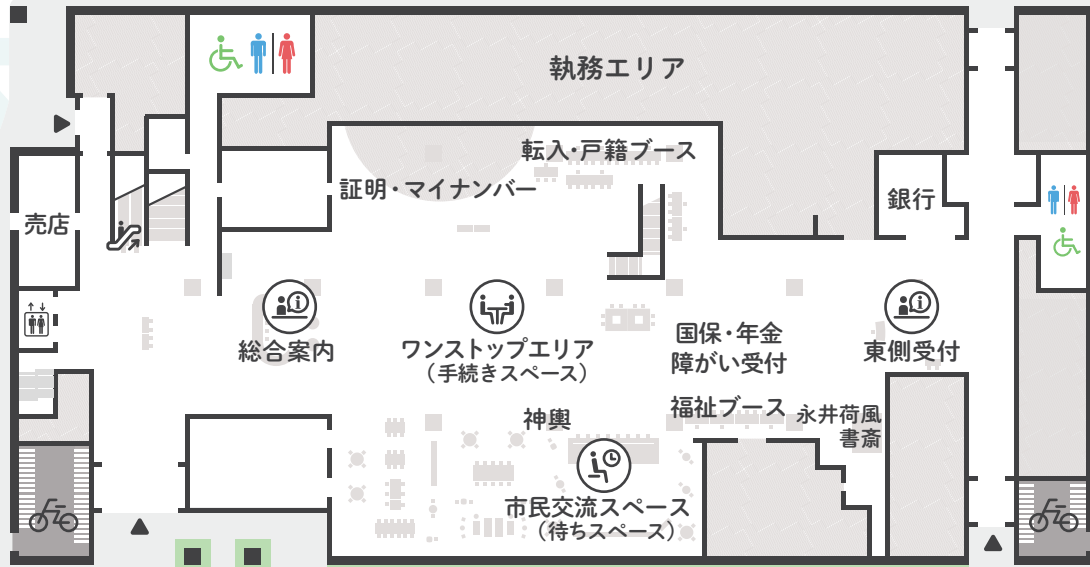
区分	お亡くなりになった方の状況	確認 ✓	必要な手続きの内容	受付窓口
市川市役所以外の主な手続き	加入していた健康保険が、国民健康保険、後期高齢者医療保険以外だった。		葬祭費（埋葬費）の申請等	保険証の発行元にお問い合わせください。
	年金を受給していた。 または年金に加入していたことがある。		市川年金事務所に お問い合わせください。	市川年金事務所★ ☎：047-704-1177
	次に掲げるものの契約をしていた。 ① 上下水道 ② 電気 ③ ガス ④ 固定電話・携帯電話 ⑤ 新聞・雑誌の購読 ⑥ NHK受信料 ⑦ インターネット ⑧ ケーブルテレビ ⑨ クレジットカード ほか		解約、名義変更など	それぞれの契約先
	運転免許証を持っていた。		運転免許証の返納	市川警察署 ☎：047-370-0110 行徳警察署 ☎：047-397-0110
	車を所有していた。		廃車、名義変更など	<軽自動車以外> 習志野自動車検査 登録事務所 ☎：050-5540-2024 <軽自動車> 軽自動車検査協会 千葉事務所 習志野支所 ☎：050-3816-3115
	県営住宅に住んでいた		解約、相談など	千葉県 県土整備部 住宅課 県営住宅管理班 ☎：043-223-3222 FAX：043-227-7140
	不動産（土地、家屋等）を所有していた。		土地、家屋等の 相続登記	千葉地方法務局市川支局★ ☎：047-339-7701
	金融機関に預貯金があった。または、株式 等を所有していた。		口座解約など	各金融機関、各証券会社など
生命保険、損害保険等に加入していた。		死亡保険金や入院保 険金の請求など	各保険会社	

区分	お亡くなりになった方の状況	確認 ✓	必要な手続きの内容	受付窓口
市川市役所以外の主な手続き	パスポートを持っていた。		パスポートの返還。 必要書類がありますのでご来庁前に右記までお問い合わせください。	市川市パスポートセンター ☎:047-712-8440 市川市行徳パスポートセンター ☎:047-711-0451 千葉県旅券事務所 ☎:043-238-5711
	在留カード、特別永住者証明書を持っていた。		在留カード、特別永住者証明書の返還	東京出入国在留管理局 ☎:03-5796-7111 東京出入国在留管理局千葉出張所 ☎:043-242-6597
	遺言書があった。		遺言書の検認など	遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所 千葉家庭裁判所市川出張所 ☎:047-336-3002
	国税を納付していた。 (所得税、相続税など)		国税に関する手続き	市川税務署★ ☎:047-335-4101
	障害者手帳で自動車税の減免を受けていた。		県税に関する手続き	船橋県税事務所 ☎:047-433-1275
	障害者手帳でETC高速道路割引を受けていた。		解約、名義変更など	NEXCO東日本有料道路ETC割引登録係 ☎:045-477-1233

市川市役所（第1庁舎）のご案内

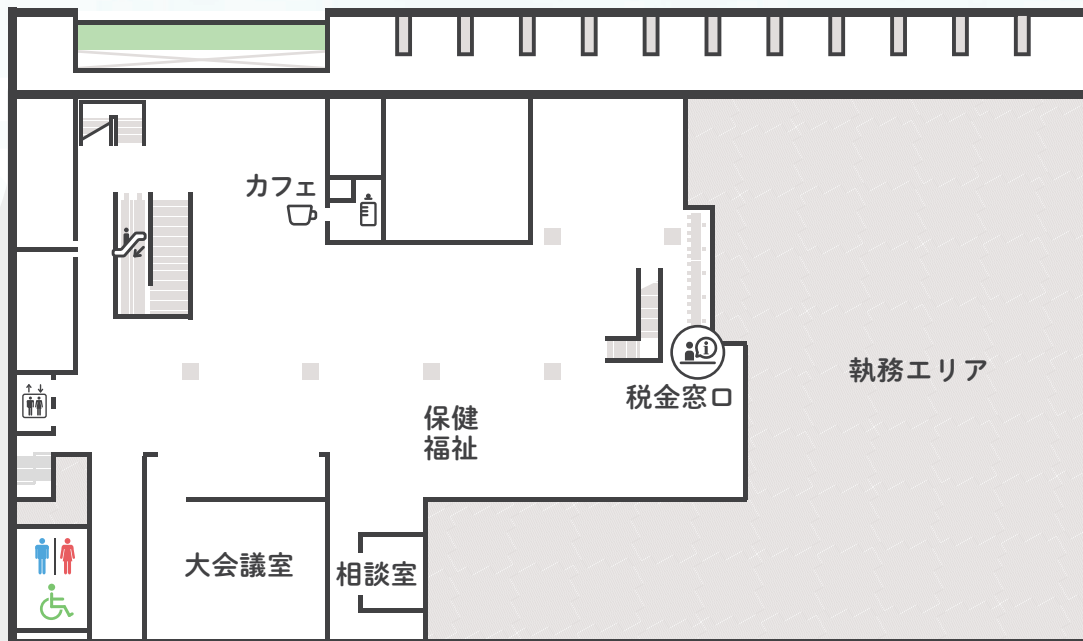
1 階

京成本線

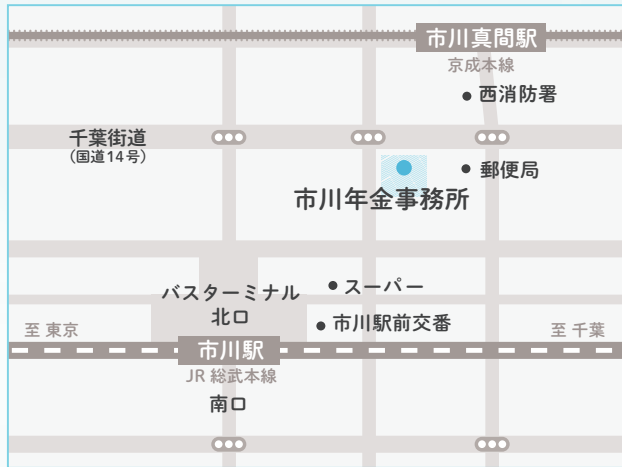


国道 14 号

2 階



市川市役所（第1庁舎）以外のご案内



● 市川年金事務所

住所：市川1-3-18 ☎：047-704-1177



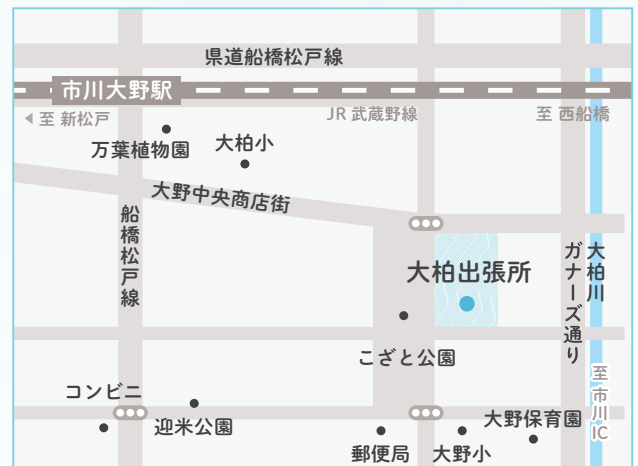
● 市川税務署

住所：北方1-11-10 ☎：047-335-4101



● 行徳支所

住所：末広1-1-31 ☎：047-359-1111



● 大柏出張所

住所：南大野2-3-19 ☎：047-339-3111



● 千葉地方法務局 市川支局

住所：大野町4-2156-1 ☎：047-339-7701

戸籍の届出をされた方へ

受 理

戸籍届書に基づいて戸籍簿の編製及び記載を行います。

○戸籍簿の編製及び記載が完了するまで通常4日から1週間の日数を要します。
また、届書の内容について、記載されたご連絡先へ担当職員から連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

市川市以外の本籍地の方は、戸籍届出から概ね2週間の日数を要します。

詳しくは本籍地の市区町村へお問い合わせください。

※この間は戸籍謄本等の取得はできませんので、ご注意ください。

戸籍の記載

○他市区町村に住民登録している場合は、戸籍届出から概ね1週間程度で住民票に反映されます。詳しくは住民登録地にお問い合わせください。

《 その他 連絡 事項 》

○戸籍届により、氏名等の変更が生じたときや、出生、死亡の届出後は、年金や健康保険などの手続きが必要になる場合がありますので、ご確認ください。

《 問い合わせ先 》

市川市役所	第1庁舎	市民課	☎ 047-712-8650
	行徳支所	市民課	☎ 047-359-1116
	大柏出張所		☎ 047-339-3111
	南行徳市民センター		☎ 047-359-7891

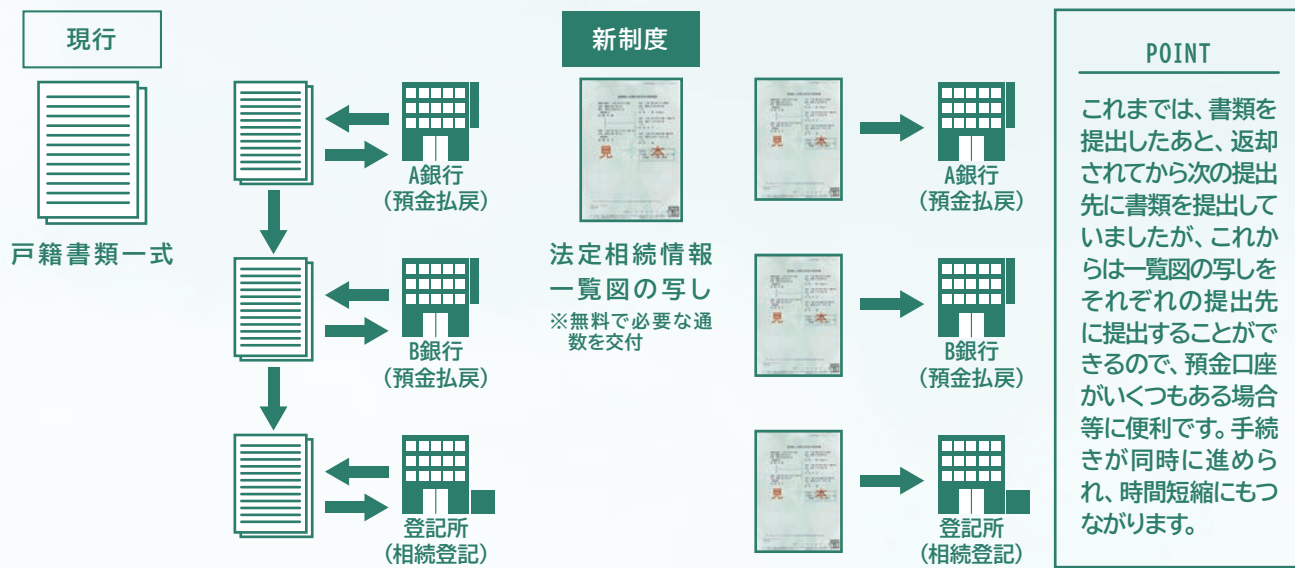
※開庁時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15
(土日祝日・年末年始を除く)

法定相続情報証明制度について

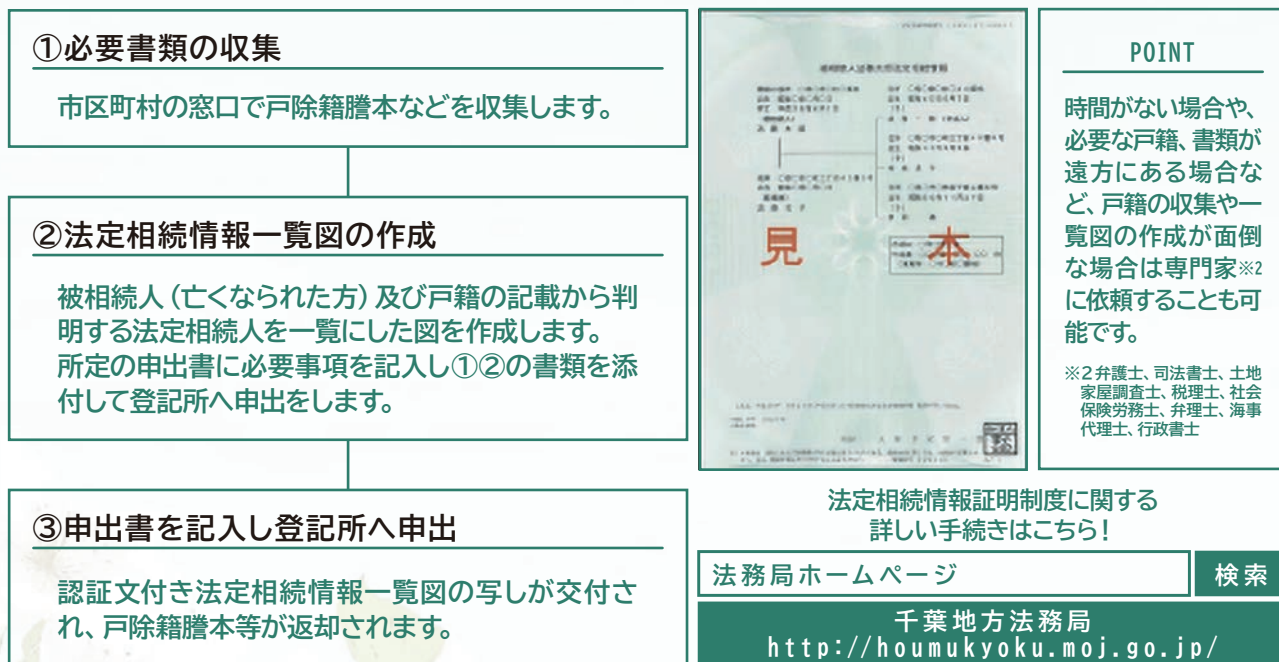
平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。※1

※1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

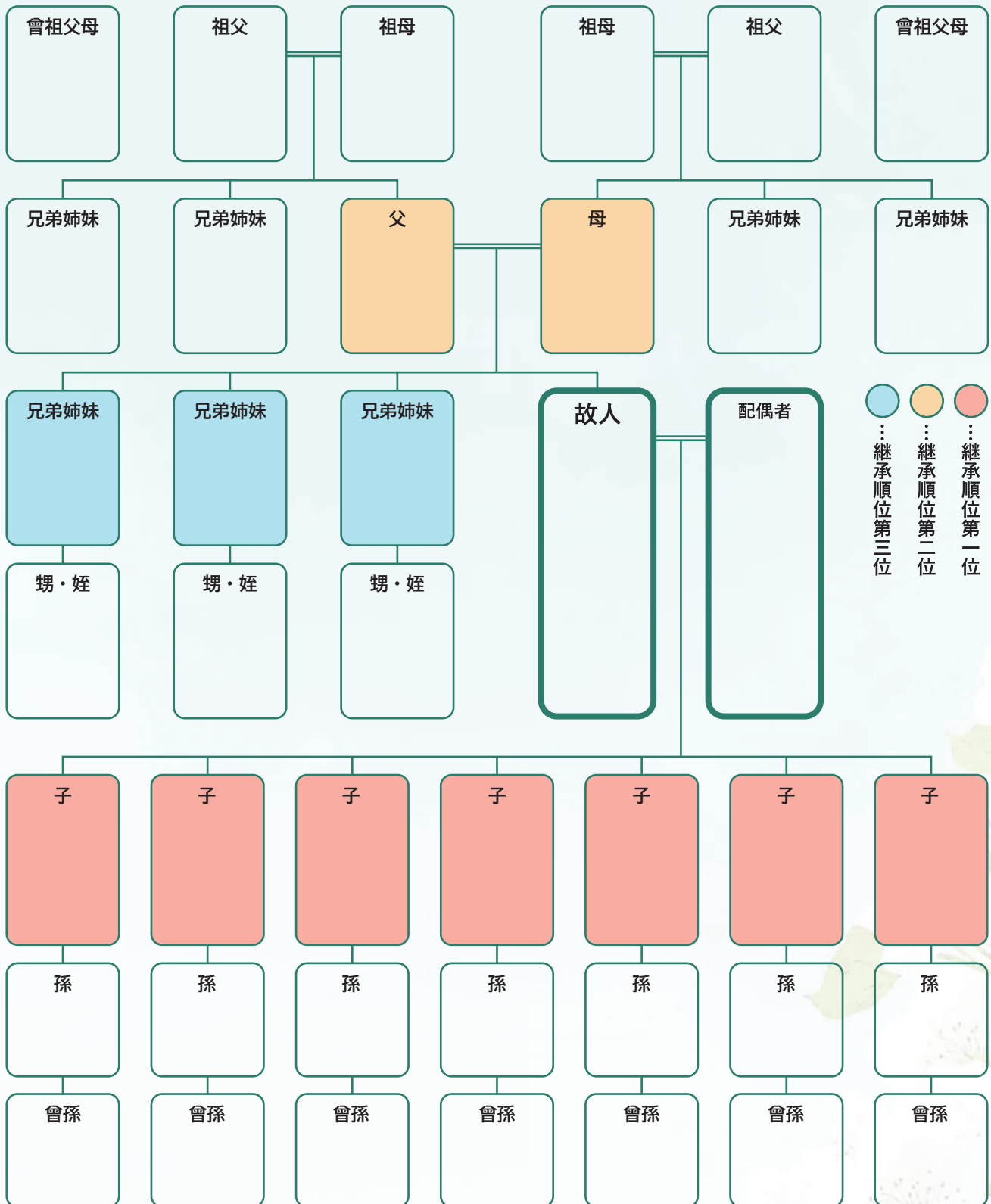
制度の概要



手続きの流れ



ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

発行 市川市市民部市民課
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2023年7月作成

※このおくやみハンドブックは、2023年の5月時点の情報で発行しております。
内容につきましては、今後変更となる場合がございますのでご了承ください。



表紙の白い花は梨の花で、開花時期は4～5月頃です。
市川市の梨栽培は歴史や知名度があり、
全国でもトップクラスの生産量です。
花言葉は、「愛情」、梨の木の花言葉は、「慰め」「癒し」。